

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に関するよくある質問

Q 1 減免の対象となるのはどのような場合ですか。

A 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、

①主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯。

※対象者は、主たる生計維持者のみです。

世帯員の収入の減少の場合は、減免できません。

Q 2 主たる生計維持者とは。

A 2 生計を共にしている家族の中で、生計の中心となる方です。

Q 3 A 1 の②の場合は、どのくらい収入が減少したら対象となりますか。

A 3 以下の 3 要件をすべて満たした場合です。

1 主たる生計維持者の事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること。

※事業収入等とは事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかのみをいう。

2 主たる生計維持者の前年の所得の合計金額が 1,000 万円以下であること。

3 減少することが見込まれる事業収入等（1 の収入）に係る所得以外の前年所得の合計が 400 万円以下であること。

Q 4 減免対象となる保険税はいつの分ですか。

A 4 令和 4 年 4 月分から令和 5 年 3 月分の国民健康保険税が対象となります。

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

令和 3 年度末に国民健康保険の資格を取得したこと等によって、令和 3 年度分の国民健康保険税が令和 4 年 4 月以降に賦課された場合も減免の対象となる場合があります。

Q 5 どのくらい保険税が減免されますか。

A 5 A 1 の①の場合は、賦課されている国民健康保険税の全額です。

A 2 の②の場合は、各年度の保険税額から計算した減免の対象となる保険税額に、主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額です。計算方法については、ホームページに記載されております。

Q 6 どのように申請すればよいですか。また、いつから申請できますか。

A 6 郵送での申請及び窓口で申請ができます。

郵送申請の場合は、申請書及び添付書類（写し）を川越市国民健康保険課資格賦課担当までお送りください。

窓口での申請の場合は、必要書類をご持参の上、川越市本庁舎2階国民健康保険課までお越しください。（世帯主以外の方が申請される場合は、委任状と来庁される方の本人確認書類が必要となります。）

申請は、令和4年度国民健康保険税納税通知書発送後から受付します。

（令和4年7月中旬に発送予定）

納税通知書が手元に届いてから、ご申請をお願いします。

※令和4年4月以降に納期限の到来する令和3年度相当分については、令和4年4月8日（金）より申請することができます。

Q 7 必要書類は何ですか。

A 7 減免申請書と申請理由に応じた添付書類が必要です。

減免申請書は、川越市のホームページよりダウンロードできます。

添付書類は、申請理由によって異なりますので、以下をご覧ください。

A 1 の①の場合には、死亡診断書や診断書など新型コロナウイルスにより死亡し又は重篤な傷病を負ったことを示す書類。

A 2 の②の場合は、収入減少したことを示す書類。

令和4年1月から申請するまでの間の収入を証明する書類。

（事業帳簿、給与明細、預金通帳等）

収入減少の理由が失業、事業の廃止の場合は、退職証明や事業の廃止届も併せて必要。

※雇用保険を受給されている非自発的失業者は、A 1 1 をご覧ください。

※申請理由に関わらず、窓口申請に世帯主以外の方が来庁する場合は、委任状が必要となります。（代理人の方の本人確認書類も必要です。）

Q 8 前年所得の未申告者はどうなりますか。また、前年の収入がない場合は申請できますか。

A 8 比較する収入がないと収入減少を判断できないので、申告しないと減免できません。

また、世帯内に未申告者がいると減免できないので、減免申請される場合はご注意ください。

前年中の収入がない場合は、減少を比較する収入がないので、減免申請できません。

前年収入がない方は、申告していれば、税額の軽減（割引）制度が自動で適用されます。

Q 9 令和3年度は、学生でした。申請できますか。

Q 9 A 8と同様で、前年中の収入がない場合は、減少を比較する収入がないので減免できません。学生時のアルバイト収入（給与収入）と比較して、就職後の給与収入の減少見込みが要件に該当する場合は減免申請できる場合があります。

Q 10 減免制度については、どのように周知していますか。

A 10 川越市ホームページ及び広報川越7月号に掲載しています。

また、令和4年度国民健康保険税当初納税通知書（令和4年7月中旬発送）に案内文書を同封しています。

Q 11 雇用保険を受給している非自発的失業者も減免できますか。

A 11 会社都合等で離職し、雇用保険を受給している方（非自発的失業者※離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34該当で退職時の年齢が65歳未満の方）は今回のコロナウイルス感染症の影響による減免制度は申請できません。非自発的失業者の場合は、給与所得を30%で計算される軽減制度が適用されます。（制度の適用には申請が必要です。）

ただし、非自発的失業者でも別の収入（事業収入、不動産収入、山林収入）が10分の3以上減少する場合は、今回の減免制度が適用できる場合もありますので、ご相談ください。